

英国最高裁判事達の解釈論と判例

今 村 隆

第1 はじめに

1 米国においては、現在、連邦最高裁判事9人のうち6人の保守派の判事達が、制定法の解釈に当たり、いずれも Textualism の立場に立っており、リベラル派の判事達の採っている目的主義 (Purposivism) との間で争いがある。ここで Textualism というのは、制定法の解釈に当たり、英国伝来の判例を重視するコモン・ロー的解釈方法はとらずに、制定法の文言 (テキスト) を重視する立場であるが、制定法の客観的な立法趣旨は尊重するものの、議会における議事録等の立法資料については信用できないとして判断資料に加えない立場である⁽¹⁾。Textualism の提唱者である Scalia 判事が最高裁判事に就任後の1990年以降、保守派の判事達とリベラル判事達との議論も基づく数々の判決が出されているが⁽²⁾、その代表ともいえるのが、2024年の *Loper Bright* 事件最高裁判決⁽³⁾であり、1984年の *Chevron* 事件最高裁判決⁽⁴⁾を全面的に否定した判決である。なお、*Chevron* 原則というのは、制

(1) 拙稿「米国における Textualism と判例の動向—文言解釈か趣旨解釈か?」法務研究23号 (日本大学法科大学院、令和8年3月) 56-57頁

(2) 拙稿・前掲法務研究23号65-73頁

(3) *Loper Bright Enterprise et al., Raimondo v. Secretary of Commerce. et al.*, 603 U.S. 369 (2024)

(4) *Chevron U.S.A., Inc. v. NRDC*, 467 U.S. 837 (1984)

定法の文言が二義的な場合 (unambiguous) に議会が行政機関にその解釈を黙示的に委任していると考えられるとして、裁判所は行政機関の解釈を尊重 (敬讓) しなければならないとする解釈原則である。

これに対し、Loper Bright 事件最高裁判決は、上記のような Chevron 敬讓を否定し、行政手続法706条を根拠に裁判所がすべての法律問題を審査すべきであり、また、Textualism の考え方にに基づき「あらゆる制定法の意味は、制定時に確定している」として、裁判所が制定法のテキストから最善の解釈をしなければならないとした。

2 一方、米国にとってコモン・ローの母国ともいえる英国においても、最近、制定法の解釈のあり方について議論がなされていて、特に注目されるのが英国最高裁判事達の間で活発な議論がなされ、判事達の講演録が最高裁のホームページ⁽⁵⁾において多数公表されているところである。このような講演録において、英国の最高裁でも、制定法の解釈については、従来のコモン・ローによる解釈方法ではなく、制定法の文言から出発する立場が採られるようになっており、さらに制定法の立法趣旨を重視するとの立場が採られるようになっていることが分かる。

しかも、非常に興味深いことに、最高裁の判事達の間で、制定法の解釈に当たり、議会意図を参照することについて、賛成する立場と反対する立場で議論がなされていて⁽⁶⁾、米国における Textualism と同様の議論がなされているのである⁽⁷⁾。

(5) <https://supremecourt.uk/>

(6) 英国最高裁判事達の議論の対立については、戒能通厚ほか『イギリス憲法の探求』(信山社、令和7年) 265-273頁がヒントとなった。

(7) 筆者は、専門は租税法であり、平成31年に「租税法における解釈のあり方—比較法的研究に基づく考察」とする論文(拙稿「租税法における解釈のあり方」日本法学84巻4号1271頁)を『日本法学』に投稿したが、その後、租税法に限らず制定法の解釈のあり方一般に関心をもつようになり、米国の Textualism を研究するようになった。その後、英国でも制定法の解釈のあり方が最近議論されていることが分かり、本稿の執筆に至ったものである。

英国最高裁において、議会意図を参照することに反対する立場の代表は、Burrows 卿である。Burrows 卿は、元々はオックスフォード大学で英国民法を教えていた教授であったが、2020年に最高裁判事に指名されて就任した判事である。英国最高裁では上級の裁判所の裁判官の経歴を経て判事に就任するのが通例であるが、その意味では異色の判事である。Burrows 卿は、最高裁判事に就任前の2017年の講演で制定法の解釈について講演をし、2018年にその講演をまとめた著書⁽⁸⁾を出版している。この著書は、制定法とコモン・ローの相克についてインスピレーションを受けることが多々ある非常に魅力的な本であるが、この著書で、Burrows 卿は、制定法の解釈論の重要性を説くとともに議会意図を参照すべきでないことを主張している。

これに反対する立場で、議会意図も参照すべきとするのが、裁判官出身で古参の Hodge 卿や Sales 卿である。

3 そこで、本稿では、まず英国における解釈論の歴史を概観し、Burrows 卿の上記著書での見解を明らかにした上、英国最高裁の最近の判例のいくつかを解釈論の観点で分析し、Burrows 卿の見解を検討することとしたい。特に Burrows 卿が立法趣旨解釈が重要であるとの立場を採りながら、なぜ議会意図を参照すべきでないと主張するのか、その理由を検討し、わが国へのインプリケーションを探ることとしたい。

第2 英国における解釈論の歴史

英国における解釈論の歴史については、Sales 卿の2025年講演録⁽⁹⁾

(8) Andrew Burrows, “Thinking About Statutes” (Cambridge University Press, 2018)

(9) Lord Sales, ‘The Significance of Purpose in Purposive Construction of Legislation’ (6 June 2025) https://supremecourt.uk/uploads/speech_lord_sales_06062025_30ca00cd98.pdf (最終閲覧：2026年3月17日)

が参考となる。

1 コモン・ローと制定法の関係

(1) 19世紀前

「制定法 (statute)」という用語が独自の法形態を示すようになったのは、13世紀の議会初開催以降のことである。しかしこの時期に制定法が存在したとはいえ、客観的根拠に基づくいわゆる「制定法解釈」はまだ存在しなかった。これは国王の裁判官が法の適用を担うだけでなく、国王評議会の構成員として制定法起草の要となる役割も果たしていたためである。裁判でこれらの制定法が争点となると、裁判官達は制定法起草の内部事情を駆使してその解釈を決定するのが通例であった。14世紀以降、司法が議会から徐々に独立するにつれ、体系化されていない形で客観的制定法解釈の方法が発展し始めた。しかし、その段階では、制定法は事実上、コモン・ローの一部として扱われていた。

その代表的な判例が、1584年の Heydon 事件財務裁判所判決⁽¹⁰⁾であり、「mischief ルール (弊害準則)」を初めて判示した判例として有名である。これは、1535年宗教施設廃止法の適用が問題となった事件で、宗教施設から古くから賃貸していた者 (Ware) と適用直前に同じ宗教施設から同一の土地の賃借を受けた者 (Heydon) と争いである。宗教施設廃止法には、同法適用1年以上より前に保護する規定があったが、この規定の趣旨が問題となり、同法適用前の駆込みの賃貸などの弊害を防止するためであったとして、Ware を勝訴させた。

このように mischief ルールとは、制定法の文言だけではなく、議会が制定法で是正しようとした弊害 (mischief) は何かということを考慮し、そこから推認される立法目的に合った解釈をすべきとするルールである。次のとおり、Coke 卿が、本事件を報告して述べている⁽¹¹⁾。

(10) *Heydon's Case* (1584) 3 Co. Rep. 7a.

(11) Lord Sales, *supra.*, *The Significance*, at 5

- ①当該法律制定以前のコモン・ローはどうだったか。
- ②コモン・ローが対応できなかった弊害と欠陥は何か。
- ③議会が共同体の病弊を治すために決定し定めた救済策は何か。
- ④その救済策の真の理由。

そして、全ての裁判官の職責は常に、弊害 (mischief) を抑制し救済策を推進する解釈を行い、弊害の継続や私利私欲 (pro privato commodo) のための巧妙な策略や回避策を排除し、法令制定者の真意である公益 (pro bono publico) に従い、治療と救済に力と生命を与えることにある。

mischief ルールは、制定法の目的解釈を認めるものであるが、Coke 卿による上記要約のとおり、制定法をコモン・ローの一部とみているのである。

(2) 19世紀以降

その後、19世紀になると、制定法の厳格な文言解釈が優勢となる。この原則の古典的表明は19世紀中頃の Sussex 貴族称号事件⁽¹²⁾における Tindal 上院長官の「制定法の文言自体が明確かつ曖昧さを欠く場合、その文言を自然かつ通常の意味で解釈する以外に必要とされるものは何もない。このような場合、文言そのものが立法者の意図を最もよく表明するものである」との言明にみられる。

このような傾向が生じた理由として、Sales 卿は、第1に、有名な Dicey による決定的な理論的展開に至る議会主権・優越概念への支持の高まりであり、第2に、選挙権拡大と連動した民主主義思想の台頭であり、第3に、社会問題に関する情報源へのアクセスと議会専門性の増大に直面した司法の自信喪失を挙げる⁽¹³⁾。

しかし、1970年代になると、当時の上院において制定法の目的解釈の傾向が出始める。Sales 卿によると、その理由の一つとして、1972年欧州共同体法の成立後、欧州における制定法解釈手法の影響が挙げ

(12) *Sussex Peerages Case* (1844) 8 ER 1034, 1057

(13) Lord Sales, *supra.*, *The Significance*, at 6

られるとする⁽¹⁴⁾。

2 Hart 事件上院判決 (1992年)

制定法の厳格な文言解釈が優勢な時代には、制定法の解釈に当たり、英国議会の議事録 (Hansard) を参照してはいけないとのルールがあった。これを打破したのが、1992年の Hart 事件上院判決⁽¹⁵⁾で、一定の場合に裁判所が議事録を参照することが許されるとした。これは、私立学校の職員がその息子を低額で同校に通学させていた場合その低額部分が給与となるかが争われた事案で、「福利厚生に供した費用」が当該学校での学生1人の平均教育費用(手数料を差し引いた額)になるのか、その所得は追加の学生1人の教育にかかる限界費用に相当し、通常は支払った手数料よりも少ない額となるかが問題となった。上院は、議会での議事録 (Hansard) を参照して、納税者の主張する限界費用であるとして納税者を勝訴させたのである。

3 現代的アプローチ

現在、英国最高裁は、制定法で規定されている文言を出発点とするが、併せて文脈及び趣旨に照らして解釈するとの「現代的アプローチ」を採っている。この現代的アプローチを明らかにした代表的判例は、後記2022年の R(O) 事件最高裁判決における Hodge 卿の意見である。

これとは、別に1981年に租税法の分野で Ramsay 事件上院判決⁽¹⁶⁾で、Wilberforce 卿が複合的な取引の場合に全体として制定法の意味しているところに合致しているか否かを検討するとの考え方を示した。この解釈手法は、当初、米国の step transaction の法理と類似した租税法独自の原則であるとする見方もあったが、現在では目的的解释であるとされている。そのことは、2021年の Rossendale 事件最高裁判決⁽¹⁷⁾でも

(14) Id., at 7

(15) *Pepper v. Hart* [1993] A.C. 593

(16) *WT Ramsay Ltd v Inland Revenue Commissioners* [1982] A.C. 300. 本判決については、拙著『現代税制の現状と課題』(新日本法規、平成29年) 269-273頁を参照されたい。

(17) *Hurstwood Properties (A) v. Rossendale BC* [2021] UKSC 16

確認されている。これは、事業用空き室に対する固定資産税の事件であるが、空き室の占有者が清算中の場合には免税となるとされていたことを利用して、Xが清算中のSPCに賃貸して免税となると争った事件である。最高裁（Briggs 卿と Legatt 卿の共同執筆）は、「Ramsay 原則は税法特有と見なされることが多いが、これは制定法解釈に対するより広範な現代的アプローチに基づくものである。すなわち、Bingham 卿の言うとおりに、制定法を歴史的な脈において全体として読み解き、議会の目的を（可能な限り）実現するよう解釈するというアプローチである。」（パラ9）とした上、「目的的解释によれば『占有権を有する』とは単なる法的権利ではなく、実際に行使可能な法的権利を指す」として、Xに課税されるとした。

このように Ramsay 原則が租税法規に目的的解释を及ぼしたものにすぎないとの見方は、Burrows 卿だけではなく、Hodge 卿や Sales 卿も共有しているところである⁽¹⁸⁾。

第3 Burrows 卿の解釈論

Burrows 卿も、前記現代的アプローチの立場に立っているが、制定法の趣旨を検討するに当たり、議会意図を参照すべきではないと主張している。Burrows 卿は、前記著書でそのことを主張しているが、この著書に基づき、Burrows 卿の主張する解釈論を検討する。

講演は、次のとおり、3回の講義で行われている。制定法の解釈論

(18) ① Lord Burrows, “Some Issues on Statutory Interpretation” (2025), at 5, https://supremecourt.uk/uploads/speech_lord_burrows_060625_abef2c5b0d.pdf (最終閲覧日、2026年3月17日), ② Lord Hodge, “The RFC case, tax avoidance schemes and statutory interpretation: offside goals, yellow cards and own goals” (2017), at 8, https://supremecourt.uk/uploads/speech_171214_35f8da08d8.pdf (最終閲覧日、2026年3月17日), ③ Lord Sales, “Modern Statutory Interpretation” (Statute Law Review, Volume 38, Issue 2, June 2017, at 125

としては、講義1が重要であり、わが国にもインプリケーションがある一般的な問題を扱っている。そこで、以下、講義1を詳細に検討する。これに対し、講義2と講義3は、英国特有の問題を扱っている面もあるので、要旨のみを述べることにする。

1 講義1：制定法の解釈

(1) 制定法の解釈論の重要性

Burrows 卿は、コモン・ローの国である英国でも制定法が重要となっていて、制定法の解釈論が重要であるとする。ここで Burrows のいう解釈論は、現代的アプローチのことである。

そして Burrows 卿は、「…今日の我々の裁判官が古い文字通りの解釈から現代的な文脈的・目的論的アプローチへ移行したことは、かなり明確である。我々はもはや、制定法の文脈と目的が、議会が制定したものの最善の解釈ではないことを示す限りにおいて、言葉に文字どおりの、あるいは辞書的な意味を与えることはない。」⁽¹⁹⁾とする。

もっとも、Burrows 卿は、1960年台になっても、厳格な文言解釈を採っている判例もあったとして、1961年の Bell 事件地裁判決⁽²⁰⁾や1967年の Bourne 事件地裁判決⁽²¹⁾などを挙げている⁽²²⁾。前者は、攻撃的武器制限法違反で起訴された被告人が、ナイフを店頭で展示 (display) していた行為が、ナイフの販売を申し出たこと (offering for sale) に当たるかが争われた事件であるが、この展示は、販売の申出ではなく、取引の勧誘にすぎないとして無罪とされた事件である。後者は、付加価値税の事件であるが、火葬場の炉室と煙突の改修費用について法定の税額控除を申請した事案であるが、死者を「物品又は材料 (goods or materials)」に当たるとすることはできないとして控除を認めなかった事案である。

(19) Burrows, supra., Thinking, at 5

(20) *Fisher v. Bell* [1961] 1 QB 394

(21) *Bourne v. Norwich Crematorium Ltd* [1967] 1 WLR 691

(22) Burrows, supra., Thinking, at 9-11

しかし、Burrows 卿は、これらの事案は、いずれも立法趣旨から考えると不合理であり、現代的アプローチでは異なる結論になるはずとしている⁽²³⁾。

(2) 「議会意図」の参照

ところで、Burrows 卿は、2016年の Cambell 事件最高裁判決⁽²⁴⁾における Hale (女) 卿の少数意見を引用して、同卿が、1969年に雇用者責任(強制保険)法1条と5条を可決した際の議会意図を問題にしているとし、これが何を意味するのかを問うている。これは、雇用者責任法に違反して従業員に保険を掛けなかった雇主に対し従業員が不法行為として賠償を求めることができるかが争われた事件である。3対2で意見が分かれたが、多数意見は、賠償義務はないとしたのに対し、Hale 卿は賠償義務があるとの意見を書いた。

Hale 卿は議会意図を問うているが、議会意図といっても立法に関係した議員等の主観的意図を調査すべきとするものではない。そうすると、Burrows 卿は、その意味することを考えると、議会意図といっても客観的な意図であるとする見解や集団としての議会意図であるとする見解があり得るとする。後者は、オックスフォード大学教授の Ekins が提唱するもので、例えば、サッカー・チームの場合、チームの意図は攻撃的なサッカーをすることであるとするように集団としても意図を観念できるとするものである⁽²⁵⁾。

しかし、Burrows 卿は、いずれの見解も支持できず⁽²⁶⁾、議会意図を

(23) Id., at 10

(24) *Campbell v. Peter Gordon Joiners Ltd* [2016] AC 1513

(25) Richard Ekins, “The Nature of Legislative Intent”, (Oxford University Press, 2012), at 61

(26) Burrows 卿は、2022年の講演録で、集団意図という概念自体は受け入れられるものの、問題はその概念があまりにも抽象的な次元で機能するため、裁判所に提示される制定法解釈の課題に対する実践的な助言を全く提供しないとする (Lord Burrows, “Statutory Interpretation in the Courts Today” (24 March 2022), at 9, https://supremecourt.uk/uploads/sir_christopher_staughton_memorial_lecture_2022_3428298067.pdf, 最終閲覧日：2026年3月17日)。

参照することは避けるべき役に立たない全くの虚構あるいは仮面であるとする⁽²⁷⁾。Burrows 卿は、その根拠として、最高裁の現裁判長である Reed 卿の1972年の講演録⁽²⁸⁾、オーストラリアの Kirby 判事の論文⁽²⁹⁾や Laws 卿の書評⁽³⁰⁾を挙げる。

上記のうち Reed 卿の講演録では、Reed 卿は、「立法者としての裁判官の役割」と題する講演で、「裁判官は法を制定するなど示唆することはほとんど品の悪いことであり、裁判官は法を宣明するにすぎないと考えられていた時代があった。おとぎ話を好む者は、どこかアラジンの洞窟にコモン・ローが壮麗な姿で隠されていて、裁判官が任命されると、開けゴマという魔法の言葉が聞こえてくると考えられていたように思われる。…しかし、このようなおとぎ話はもはや信じられていない。」とするものである。

一方、Kirby 判事は、「議会意図」が虚構であるとし、Laws 卿も、同様の見解に当たって上で「議会意図」という概念を放棄し、代わりに、法令そのものに内在し、法令から認識されるべきものとしての「制定法の目的 (statutory purpose)」という考え方を取り入れるべきだと主張している。

要するに、Burrows 卿が主張しているのは、「議会意図」を参照する解釈論は、裁判官の真の意図を隠す虚構や仮面にすぎず推論の透明性を隠すものであり、その意味で有害とするものである。

もっとも、Burrows は、上記 Cambell 事件最高裁判決で Hale 卿が議会意図を問題としたことについては、Hale 卿が議会意図という虚構に隠れることなく、たとえ議会の誰の頭にも民事責任の問題が浮かばな

(27) Burrows, *supra.*, Thinking, at 18

(28) Lord Reed, “The Judge as Lawmaker”, 12 *Journal of the Society Public Teachers of Law* (1972)

(29) Michael Kirby, “Towards a Grand Theory of Interpretation: The Case of Statutes and Contracts” (2002) *Statute Law Review*, at 98

(30) John Laws, “Review of Dr. Ekins”, 132 *Law Quarterly Review* (2016), at 159

かったとしても、制定法の文言から議会が意図していたとしたもので説得力のある理由を述べているとしている⁽³¹⁾。

(3) 議会意図と always speaking 原則との関係

ア always speaking 原則の意義

「議会意図」への参照についての評価は、上記のとおり、Reed 卿や Laws 卿も提唱していたことであるが、Burrows 卿の解釈論の特徴は、英国法における重要な原則である「always speaking」原則と制定法との解釈の関係を論じているところである。

「always speaking」原則というのは、主にコモン・ローの解釈でいわれているが、判例を時代の変化に合わせて動的に (ambulatory) に解釈すべきとの原則である。Burrows 卿は、制定法の解釈についての判例にも、制定法の文言の許す範囲内との限定はあるが、always speaking 原則が妥当すると主張している。Burrows 卿は、「『always speaking』という原則から、立法者の意図（あるいは当時の読者の理解）を参照する際の根本的問題は、単にその意図を実務レベルで確認できないことではなく、むしろそれが誤った問いに向けられている点にある。それは誤った問いである。正しい問いは、現在における制定法の最善の解釈は何かということだからである。これは、裁判官が解釈するのは公共の利益のために定められた法的規則であり、日常生活における人間同士のコミュニケーションを解釈するのとは異なるからである。裁判官は、それらの用語によって定められた法的規則の、現在における最善の解釈を探さねばならない。その判断にあたっては、文脈と目的を踏まえて法定の文言を適用しなければならない。立法経緯を考慮に入れることも可能である。」⁽³²⁾、下線筆者) とする。

さらに、Burrows 卿は、続けて、「最新の解釈が非選出の司法に過大な権限を与えるという異論があるならば、司法による更新こそが生命線であるコモン・ローに対して、なぜこれがより明白な異論とならな

(31) Burrows, supra., Thinking, at 20

(32) Burrows, supra., Thinking, at 30-31

いのかと問うべきだろう。にもかかわらずコモン・ローは広く尊ばれ崇められる制度として掲げられている。そして判事達は、非選出であるにもかかわらず、法的専門知識と経験を通じてコモン・ローを適用し発展させる理想的な資格を有していることを証明してきた。判事の役割が制定法解釈であれコモン・ローの発展であれ、立法者とは異なり、単に自らの好む政策を新たに押し付ける自由は明らかでない。むしろ制定法解釈の作業は、制定法の文言・文脈・目的によって厳密に制約される。いずれにせよ、我々の議会主権制度においては、司法権に対する究極の抑制が存在する。なぜなら議会は常に、裁判所が判断した内容を覆す新たな立法や改正立法を可決する自由を有しているからである。」⁽³³⁾とする。

イ 具体例

Burrows 卿は、その具体例として、1981年の Royal College of Nursing 事件上院判決⁽³⁴⁾や2011年の Yemshaw 事件最高裁判決⁽³⁵⁾を挙げる。

前者は、新技術による中絶が中絶法の下で違法か否かが争われた事件である。中絶法は「登録医師による妊娠中絶」を合法化していたが、新技術では、医師による手術や注射を伴わず、看護師が子宮内に液体を注入する方式であった。看護師は医師の監督下でこれを行い、医師は待機状態にあるが現場にいない可能性もあったとの事案である。上院は、3対2で合法であるとした。注目されるのは Wilberforce 卿が反対意見ではあるものの、制定法の解釈に当たり、「新たな状況、あるいは政策に関わる新たな事実群が生じた場合、裁判所はそれらが議会意図の範囲内にあるかどうかを検討しなければならない。それらが表明された政策が策定された事実群と同じ属種 (genus) に属すると認められる場合、その範囲内にあるとみなされる可能性がある。また、立

(33) Id., at 31

(34) *Royal College of Nursing of the UK v. Department of Health and Social Security* [1981] AC 800

(35) *Yemshaw v. Hounslow London* [2011] UKSC 3

法に明確な目的が認められ、その目的が拡大解釈がなされて初めて達成される場合にも、その範囲内にあるとみなされる可能性がある。」(下線筆者)との意見を述べているが、これは制定法の解釈においても、always speaking 原則が妥当することを述べたものと考えられる。なお、Willberforce 卿は、英国の歴代の上院判事の中でも尊敬されている判事であり、前記(第2の3) Ramsay 事件上院判決において、主導的な役割を果たした判事である。

後者は、住宅法が「暴力 (violence)」の被害者に住宅提供を地方公共団体に課しているが、この「暴力」に身体的な暴力を伴わない心理的な危害による被害者も含むか否かが争われた事件である。最高裁は、「裁判所は、議会が『暴力』のような言葉を用いる場合、それが適用される事実関係が年月を経て発展・変化しうることを認識している…本質的な問題は…更新された意味が法的な目的と整合するか否かである」として、家庭内暴力も含まれるとした。Burrows 卿は、この事件を制定法においても always speaking 原則が妥当する例として挙げている⁽³⁶⁾。

(4) 制定法解釈、契約解釈及びコモン・ロー解釈の比較

ア 制定法の解釈と契約解釈

英国では、契約の解釈について、かつては「四隅 (four corners) 理論」と呼ばれ、契約書の文言範囲内でのみ厳格に解釈すべきとする考え方がされていた。このような考え方を打破して契約解釈に当たり契約書外の契約に当たっての背景事情をも考慮することができるとしたのが、1997年の Investors Compensation Scheme 事件上院判決⁽³⁷⁾である。この判決で Hoffmann 卿は、契約の解釈に当たり、5つの解釈原則を述べており⁽³⁸⁾、これが現在の英国における契約解釈についての判例と

(36) Burrows, *supra.*, Thinking, at 28

(37) *Investors Compensation Scheme Ltd v. West Bromwich Building Soc* [1998] 1WLR 896

(38) 5つの解釈原則の詳細については、拙著・前掲租税回避否認規定編 72-73頁を参照されたい。

なっている。Burrows 卿は、このような英国の判例における契約解釈のあり方が制定法の解釈のあり方と類似しているところから、両者を比較している。

そして、Burrows 卿は、制定法の解釈を契約解釈と同一視する見解があるとし2009年の Belize Telecom 事件枢密院判決⁽³⁹⁾における Hoffmann 卿の意見や2011年のオーストラリアの Byrnes 事件高等法院判決⁽⁴⁰⁾における Heydon 判事らの意見を挙げている。しかし、Burrows 卿は、これは行きすぎであるとする。その理由として、Burrows 卿は、両者の違いとして、第1に、契約解釈では、当事者の「意図」が重要であるのに、制定法の解釈に当たり議会の「意図」を問題にすべきでないとし、第2に、制定法の起草上の誤りはある程度修正可能であるが⁽⁴¹⁾、契約解釈ではその余地は非常に狭く、第3に、制定法の解釈に当たっては、「always speaking」の考え方が妥当するが、契約解釈にはそのような考え方はないことを挙げる。さらに、両者の最も重要な違いは、契約解釈にも制定法解釈にも超えてはいけな境界線があるが、後者の場合には、司法と立法との権力分立を損なうものでより重大であるとする。

イ 制定法の解釈とコモン・ローの解釈

次いで、Burrows 卿は、制定法の解釈とコモン・ローの解釈は、制定法の解釈と契約の解釈よりも共通点が多いとしているが、次のように違いもあるとする。

すなわち、制定法の解釈もコモン・ローの解釈のいずれも、always speaking 原則が妥当するが、制定法の解釈の場合には、制定法の文言に拘束されるとの制約がある。また、制定法の解釈には、類推解釈が

(39) *Att- Gen of Belize v. Belize Telecom Ltd* [2009] UKPC10. 契約の解釈に当たり、合理的な人の立場に立って解釈すべきとした判例である。

(40) *Byrnes v. Kendle* [2011] HCA 26

(41) いわゆる修正解釈 (rectifying) の問題であるが、英国では、2000年の上院判決 (*Inco Europe Ltd v. First Choice Distribution* [2000] 1 WLR 586) が一定の要件の下で認めている。

許されないが、コモン・ローの解釈には、類推解釈が許されるとの違いがある。

2 講義2：コモン・ローと制定法の相互作用

Burrows 卿は、コモン・ローの国では、制定法は、コモン・ローを補完又は廃止したり、あるいは制定法が存在しない領域での隙間を埋めるものであり、制定法の役割が重要となっている現在においても、なお、コモン・ローが法の一次的な源泉であるとする。これは、制定法の法典が基本的な隙間のない法を提供すると見なされる大陸法体系とは対照的であるとする⁽⁴²⁾。

その上で、まず、裁判所が制定法に類推してコモン・ローを発展させることは適切であるとし、具体例として主に民事関係の判例を挙げている。

次に、制定法がコモン・ローを制限したり廃した判例を挙げ、裁判所が制定法改正をコモン・ロー発展の凍結と見なす傾向が強すぎた点は批判されるべきとしている。

さらに、Burrows 卿は、「合法性の原則 (principle of legality)」の適用がコモン・ローを排除するのではないかを検討している。ここで「合法性の原則」とは、英国法特有の表現であるが、基本的人権を保障すべきとの(不文)憲法上の原則である。英国は、制定憲法を有しない国であり、Dicey の強い影響により、基本的人権は、コモン・ローによって保障されているとされている⁽⁴³⁾。Burrows 卿は、合法性の原則で問題となっている基本的人権は、コモン・ロー上の権利であるとし、合法性の原則とコモン・ローが対立するものではないとする。

Burrows 卿は、この具体例として、2017年の Unison 事件最高裁判決⁽⁴⁴⁾を挙げる。これは、雇用審判所への提訴に当たり、所定緒手数料を要

(42) Burrows, *supra.*, Thinking, at 45

(43) 戒能ほか・前掲イギリス憲法の探求176頁

(44) *R (on the application of Unison) v. Lord Chancellor* [2017] UKSC 51, [2017] 3 WLR 409

求している大法官の命令が違法でないかが争われた事件であるが、最高裁判決（Read 卿執筆）は、「司法へのアクセス」というコモン・ロー上の「憲法上の権利」を侵害するものであり、違法であるとした。

Burrows 卿は、最高裁判決がいう「憲法上の権利」というのがコモン・ロー上の権利と同じであるか否かが問題はあるとした上で、合法性の原則は、「制定法によるコモン・ローの排除または凍結」と類似しているものの、両者は別物であるとする。前者は、制定法により比較的容易にコモン・ローを排除ないし凍結できるが、後者は、容易に覆されるものではなく、明示的な文言または必然的な含意によってのみ排除できるとしている⁽⁴⁵⁾。

3 講義3：制定法の改善

Burrows は、議会顧問として、立法の準備作業に携わった経験があり、このような経験に基づき、議会顧問の重要性を述べ、また、立法のいくつかの作業の大学等への外部委託を提案している。

第4 解釈論が問題となった最近の判例

最高裁の判例を検討する前提として、まず英国の最高裁の構成について述べる。

1 最高裁の構成

英国において、最上級審は、長らく上院（House of Lords）として議会の一部とされていたが、2005年の憲法改革法に基づき、2009年に上院から独立して最高裁が創設された。ここにより、英国の歴史上初めて3権分立が明確となった。

最高裁は、裁判長（President）及び次席裁判長（Deputy President）と10名の判事達で構成され、定年は75歳である。2026年1月1日現在、裁判長は、Reed 卿で、2020年から裁判長を務めており、次席裁判長は、

(45) Burrows, supra., Thinking, at 72

2025年12月31日まで Hodge 卿が務めていたが、現在は、Sales 卿が務めている。

英国では、議会主権主義が採られており、英国最高裁には、米国の連邦最高裁とは異なり、制定法を無効とする違憲審査権はない⁽⁴⁶⁾。

2 R(O)事件最高裁判決 (2022年、⁽⁴⁷⁾)

本件は行政法の事件で、5人全員一致の判決である。Hodge 卿が法廷意見を書いたが、同卿の意見は、近年、最高裁において制定法解釈の正しいアプローチを簡潔に示した判例として最も頻繁に引用されている。英国最高裁における現代的アプローチを代表する判例である。なお、Burrows 判事は、この判決には関与していない。

(1) 事案の概要

X は、ナイジェリア国籍を持つ子供であるが、英国で出生し生活してきていたが、10歳に達したことから英国市民権の申請をしたが、当時973ポンドと定められていた手数料を母親が支払うことができなかった。内務大臣は、手数料が納められていないとの理由で申請を拒否した。

この申請の拒否が違法であるかが争われた。

(2) 判旨

棄却 (原告敗訴)。

最高裁は、英国議会は、市民権申請の処理費用を上回る水準でそのような手数料を設定する権限を内務大臣に与えており、したがってそのような高額な手数料を設定することは違法ではないと判断した。

Hodge 卿は、制定法解釈のプロセスを説明する。「裁判所が制定法解釈を行う際、それは「議会が用いた言葉の意味を探る」行為である。制定法中の語句や文脈は、その文脈から意味を導き出す。ある語句や

(46) 加藤紘捷『ブレグジットがイギリス議会主権に残したもの』(勁草書房、令和6年) 117頁

(47) *R (on the application of O (a child)) v Sec of State for the Home Department* [2022] UKSC 3

文脈は、当該条項全体の文脈及び関連する条項群のより広い文脈の中で読まねばならない。制定法内の他の規定や法令全体が、関連する文脈を提供しうる。これらは議会が立法の目的を表現するために制定を選択した言葉であり、したがって意味を確定する主要な源泉である。」(パラ29)。したがって、説明文、法委員会の報告書、政府白書などの外部補助資料は、二次的な役割を果たさなければならない。外部補助資料は、法令の背景、その法令が扱う問題、その目的を特定するのに役立つ、それらが開示する文脈は法令の意味を確認するのに役立つかもしれない。しかし、より広い文脈の中で明確かつ一義的であり、不合理を生じさせない制定法の文言の意味に取って代わることはない(パラ30)。要約すると、「制定法解釈には、合理的な立法府が、検討の対象となる法令の言葉を使用する際に伝えようとしたであろう意味を客観的に評価することが含まれる。」(パラ31、下線筆者)とした。

その上で、英国市民権は、コンモーン・ロー上の権利ではないとした上(パラ43)、本件で問題となっている2014年法が、内務大臣に手数料設定を許可するにあたり、支払可能性に関する基準を一切課しておらず、内務大臣に料金を設定する権限を委任したとし(パラ49、50)、「1981年法第1条(4)に基づき英国市民権を申請する子供たちに手数料を課すことの妥当性は、政治的な判断による政策の問題である。この問題は、議会が内務大臣に、争点となっている手数料をその水準に設定する権限を与えたかどうかという、より狭い問題について判断を下す裁判官が関わる問題ではない。」(パラ51)として、内務大臣の料金設定を違法でないとした。

(3) 検討

本判決は、最高裁が、制定法の解釈に当たって現代的アプローチの立場に立っているものの、英国市民の申請権がコモン・ロー上の人権ではないとして、手数料については、議会が内務大臣に委任していて、本件の料金設定もその委任の範囲内であるとしたものである。第3の2で論じた Unison 事件最高裁判決で問題となった手数料が司法へのア

クセスというコモン・ロー上の権利であったのとは異なるとしたものである。

本件の具体的妥当性には疑問を生じるものの、英国市民の申請権をコモン・ロー上の人権と考えない以上やむを得ない判決と考えざるを得ない。英国最高裁は、立法権との関係で非常に謙抑的な立場 (minimalism) に立っていると考えられる。

なお、第5の1で論じるが、Hodge 卿が制定法の解釈に当たり、「議会意図」とは議会の客観的目的であるとしているのが注目される。

3 News Corp 事件最高裁判決 (2023年、⁽⁴⁸⁾)

本件は、付加価値税の事案で、新聞について免税となっている規定がデジタル新聞にも及ぶかが問題となった事件で、always speaking 原則の適用が問題となった。5人全員一致の判決であり、Burrows 卿が Hamblen 卿と共同で法廷意見を書いている。ただし、Legatt 卿は、結論に賛成するものの理由付けは異にしている。

(1) 事案の概要

X社は、複数の全国紙を発行し、印刷版とデジタル版の両方で提供していた。歳入関税庁 (HMRC) は、X社のデジタル版は1994年付加価値税法別表8第3グループ2項に定める「新聞 (newspaper)」に該当しないと免税対象ではないとした。

免税となるか否かが争いとなった。

(2) 判旨

上告棄却 (納税者敗訴)。

ア 法廷意見

Burrows 卿らは、まず、「英国 (及びイギリス) 法における現代的な制定法解釈アプローチでは、裁判所が法令条文の文脈及び目的を踏まえ、制定法で使用される言葉の意味を確定することが求められることは明らかである。」(パラ27) とし、「この現代的なアプローチにおいて、一

(48) *News Corp UK & Ireland Ltd v. Commissioner of HMRC* [2023] UKSC

般に規定は always speaking という原則も、制定法解釈の確立した原則である。」(パラ28)とし、「always speaking 原則とは、一般原則として、法令は制定後の変化を考慮して解釈されるべきだという意味である。こうした変化には、例えば技術の発展、科学的理解の変化、社会的態度の変化、法制度の変化などが含まれる。極めて重要な点として、それらの変化が当該規定制定時に合理的に想定又は予見できなかったことは問題ではない。例外的に、文脈と目的を考慮した文言から、当該規定が歴史的または固定された解釈に結びついていることが明らかな場合には、always speaking 原則は適用されない。」(パラ29、下線筆者)とした。Burrows 卿は、第3の1(3)イで論じた Royal College of Nursing 事件上院判決における Wilberforce 卿の意見を引用するなどして制定法の解釈にも always speaking 原則が適用されるとした(パラ31)ものの、EU 法上課税減免規定の厳格解釈の法理があるとして、そのような制約から always speaking 原則が適用されないとした。

イ Legatt 卿の意見

これに対し、Legatt 卿が結論に賛成するものの、本件に always speaking 原則を適用するのに反対している。

注目されるのは、Legatt 卿が Hart が Fuller との論争で挙げた有名な公園の「車両 (vehicle)」の問題⁽⁴⁹⁾を例に挙げ、always speaking 原則は、社会的価値観の変化や科学的知見の変化があったときは意味をもつが、本件のように単に技術的变化にすぎない場合には、always speaking 原則は意味をもたないとする。「車両」の問題でいうと、このルールがスケートボードが発明される前に制定されたか否かは解釈において意味はなく、このルールの目的からスケートボードが対象となるかを問えば足りるとする(パラ91)。

(3) 検討

第3の1(3)のとおり、Burrows 卿は、制定法の解釈に当たっても

(49) 拙稿・前掲法務研究23号57-58頁参照

always speaking 原則が妥当するとの考え方であり、本判決もこのような考え方に基づいている。ただ、EU 法の制約で always speaking 原則が制限されるとしたものである。

一方、Legatt 卿は、always speaking 原則自体が曖昧で、裁判官の判断に当たり考慮すべきでないとするものである。

4 For Women Scotland 事件最高裁判決 (2025年、⁽⁵⁰⁾)

本件は、LGBT の問題に関係することから社会の耳目を集めた事件であり、2025年4月16日の最高裁判決である。5人全員一致の判決である。Hodge 卿、Rose (女) 卿及び Simler (女) 卿が共同で法廷意見を書いている。なお、Burrows 判事は、この判決には関与していない。

(1) 事案の概要

X (FWS) は、スコットランドにおける女性の権利の強化を目的とするボランティア団体であり、一方でジェンダーに批判的な団体である。X は、スコットランド大臣が策定した2020年ガイダンスに対し異議を申し立てた。このガイダンスは、性別認定証明書を受けたものを2010年平等法 (EA) における「女性」とすると定義していた。

X は、平等法における「性別」は、生物学的性別を意味する主張したのに対し、スコットランド政府は、性別認定証明書を受けた者も含まれると主張した。

(2) 判旨

認容 (原告勝訴)。

法廷意見は、これらの定義に証明された性別を含めることを認めることは、平等法に矛盾を生じさせるとし、特に妊娠、出産、性別に基づく保護などの分野において、「男性」、「女性」、「性別」に生物学的な意味を与えない限り、運用不可能となるだろうとした。

ア 法廷意見は、「女性」および「性別」という用語が、平等法の一部条項では生物学的性別を指し、他の条項では認定性別を指すという

(50) *For Women Scotland Ltd v The Scottish Ministers* [2025] UKSC 16 [11]

主張を退けた。これらの用語の意味は、法全体を通じて一貫していなければならぬとした。

法廷意見は、平等法が明確かつ一貫した方法で解釈されることが重要であると指摘した。これにより、平等法上の義務を負う雇用主やサービス提供者が、保護特性を共有する集団を識別可能となり、それらの義務が実践的に遵守されることとなるとした。

同様に、法廷意見は、性別を区別した空間や単一性別のサービス（更衣室、宿泊施設、医療サービスを含む）、共同生活施設、単一性別の高等教育機関に関する規定など、他の法的条項も一貫して機能するためには「sex」を生物学的解釈で扱う必要がある。これらの規定も、公認性別解釈では運用不可能となるとした。

イ さらに、法廷意見は、単一性別の特性に基づく団体や慈善活動、スポーツにおける女性の公平な参加、公共部門の平等義務の運用、軍隊に関する規定の運用においても、同様の混乱と非現実性が生じらるうとした。

法廷意見は、性別認定証明書における証明された性別の解釈が、性的指向といった保護特性を持つ者らへの保護を損なう可能性を考慮した。例えば、レズビアンコミュニティがレズビアン専用の空間や団体を維持する権利を侵害するおそれがあるとした。

法廷意見はさらに、証明書を持つトランスジェンダーの人々に、証明書を持たない者よりも大きな権利を与えること（すなわち、取得した性別の法的定義に前者を包含すること）が、トランスジェンダーコミュニティを不当に分断し、雇用主やサービス提供者（証明書所持の有無を合法的に尋ねられない立場）双方に実務上の問題を生じさせる可能性があるとして指摘した。

もっとも法廷意見は、この判決がトランスジェンダーの人々から法的保護を奪うものではないと強調した。性別変更は依然として平等法上の保護特性であり、これに基づく差別（直接的・間接的差別、ハラスメント、関連差別、認識差別を含む）は違法であるとした。しかし、法廷意

見は、トランスジェンダーの人々を違法な差別から保護するために、平等法の定義を証明書に基づく性別で解釈する必要はないとした。

(3) 検討

本判決は、現代的アプローチの立場に立った上で、2010年平等法の「性別」に限定して解釈したものである。その際、平等法が雇用者やサービス提供者に平等取扱いの義務を規定するとの立法趣旨から明確かつ一貫して解釈されるべきであるとして、生物学的性別を意味するとしたものである。

米国では、類似の問題について、2020年の *Bostock* 事件最高判決⁽⁵¹⁾で公民権法7条の「性別」の意義が争われ、生物学的性別であるとしたものの、LGBTを理由とする解雇は、性別を理由とする差別であるとしたものである。本判決は、平等法の解釈についてガイダンスが争われたのに対し、*Bostock* 事件最高判決では個別の解雇が争われたもので、一般的な問題であるのか個別の問題であるかの違いがある。そのような違いがあるが、米国の *Bostock* 事件最高判決の多数意見 (Gorsuch 判事執筆) は、公民権法7条の制定経緯等を検討しないばかりか、Textualism とはいっても、問題となっている条文の切り貼りをするような危うい解釈であり⁽⁵²⁾、他の事件での応用は難しい判決である。これに対し、本判決は、平等法の制定経緯や立法趣旨などを詳細に検討した上で、同法の適用に当たり、生物学的性別と解するか、性別認定証明書を含むと解するかの利点や弊害を考慮して、前者と解したものであり、判決としてはより深度が高いと考えられる。

5 *Darwall* 事件最高裁判決 (2025年、⁽⁵³⁾)

その他注目される最近の判例として、2025年5月21日判決で、公有地への公衆の立入権が問題となった事件がある。全員一致である。Sales 卿と Stephens 卿が共同意見を書いている。なお、Burrows 判事

(51) *Bostock v. Clayton County, Georgia*, 140 S.Ct.1731 (2020)

(52) 拙稿・前掲法務研究23号71頁参照

(53) *Darwall v. Dartmoor National Park Authority* [2025] UKSC 20

は、この判決には関与していない。

(1) 事案の概要

Dartmoor 国立公園は、1951年に国立公園として指定されたが、同公園内には、私有地であるにもかかわらず、他の地元住民が家畜を放牧する権利を有する荒野地帯が存在する。1985年の Dartmoor 公有地法は、このように他の住民も利用可能な土地を「公有地 (Commons)」と呼んでいたが、同法10条1項は、「本法の規定に従い、かつ、Commons に関連する現行の規則、規制、細則を遵守することを条件として、公衆は野外レクリエーションを目的として、徒歩及び乗馬により (on foot and on horseback) コモンズに立ち入る権利を有する」(下線筆者) と規定している。

2021年秋、Dartmoor 国立公園管理局 (DNPA) は、Dartmoor 関連の細則改正案について公衆に意見を求めた。これに対し、土地の所有者らはコモンズにおけるキャンプがもたらす潜在的な被害を懸念し、DNPA を被告として、上記10条1項が公衆にコモンズでのキャンプ権を付与しない旨の宣言を求める訴えを提起した。

原告である土地所有者は、この規定はキャンプの権利を付与するものではないと主張した。なぜなら「徒歩及び馬に乗って」という文言が権利を限定しており、問題の野外レクリエーションは徒歩または馬に乗って行われる種類のものでなければならぬからである。これに対し、DNPA は、「徒歩または騎乗」という表現は、当該規定によって創設された権利を享受するために人がコモンズにアクセスすべき手段を定めたものであり、この方法で進入した後に享受できる野外レクリエーションの形態を限定するものではないと主張した。

(2) 判旨

上告棄却 (原告敗訴)

法廷意見は、前記2の R(0) 事件で示された方法論に基づき検討を進め、公園管理局の解釈が正しいと結論付けた。出発点は第10条(1)項の文言そのものであるとした上、徒歩または馬に乗ってコモンズに入っ

た個人が行うキャンプが、第10条(1)項の権利に含まれることを示す複数の根拠があるとした(パラ17)。例えば、通常の言語感覚において、キャンプは「野外レクリエーション」の一形態である。また、第10条(1)の構造は、アクセス権に対する主要な制限が規制形態によるものであることを想定しており、1985年法制定当時、キャンプは禁止されていなかったとした。

次に、法廷意見は、1985年法の他の規定および過去の法定規定を検討したが、これらも法廷意見の結論を支持するものであった。例えば、公有地への公衆アクセスを規制する先行法令である1925年財産法第193条(1)は、公衆が「大都市の公有地に対して…空気と運動のためのアクセス権を有する」と規定するが、キャンプは(1)(c)項で明示的に除外されている(パラ36)とし、公衆アクセスには元々キャンプも含まれているとした。

(3) 検討

Sales 卿は、第2の1で引用した2015年の講演録で、この事件について言及しているが、「既存の法定制度の文脈としての重要性が増していることは、現代の目的解釈が Heydon 事件で概説された旧来の弊害アプローチと異なる主要な点の一つである。1969年の法制度審議会報告書が指摘したように、mischief アプローチがコモン・ローのみに焦点を当てる姿勢は、コモン・ローが常に立法の背景的文脈を形成するという、議会と裁判所の関係に関する時代遅れの見解を反映している。しかし、現代における制定法の優位性により、議会が既に当該主題について立法化している場合がほとんどであり、そうした状況では、これらの法定制度こそが主要な文脈を形成する。」⁽⁵⁴⁾と述べている。

このように英国最高裁における現代的アプローチでいう「文脈」は、単に問題となっている制定法だけではなく、関係している制定法をも参照しているのである。わが国の行政事件訴訟法9条2項が規定する

(54) Lord Sales, *supra.*, The Significance, at 13-14

「目的共通関係法令」をも含むものとされていることが注目される。

第5 Burrows 卿の解釈論の検討

1 Sales 卿や Hodge 卿の反論

Burrows 卿は、2020年から最高裁判事を務めているが、残念ながら議会意図を参照すべきか否かが争われた本格的な事件には関与していない。そこで最高裁の判例が今後どのような方向に進むか未知数ではある。

しかし、Hodge 卿や Sales 卿といった有力な判事達は、議会意図を参照すべきとしている。

まず、Sales 卿は、2019年講演録⁽⁵⁵⁾において、Burrows 卿の見解に対し、「議会意図」というのは、集団的意図であり、国民の意思を反映するものとする⁽⁵⁶⁾。第3の1(2)で Burrows 卿が引用している Ekins の見解に基づくものである。さらに、Sales 卿は、合法性の原則を重視するが、このような合法性の原則は、議会意図に位置づけることが望ましいとする⁽⁵⁷⁾。さもなければ、裁判所は自らの決定の正当性を公衆の目で損なわれるリスクを負うとする。

一方、Hodge 卿は、2021年講演録⁽⁵⁸⁾において、Burrows 卿や Sales 卿の議論を踏まえた上で「議会意図」とは、客観的意図であるとする。集団的な意図ではなく、議会が立法に当たっての目的としたであろう

(55) Lord Sales, “In Defence of Legislative Intention” (18 Nov. 2019), https://supremecourt.uk/uploads/speech_191119_958094be02.pdf (最終確認：2026年3月17日)

(56) Id., at 7

(57) Id., at 25

(58) Lord Hodge, “Statutory Interpretation: A Collaboration between Democratic Legislatures and the Courts?” (10 Nov.2021), https://supremecourt.uk/uploads/statutory_interpretation_a_collaboration_between_democratic_legislatures_29784d8175.pdf (最終確認：2026年3月17日)

ものを合理的に判断するものであるとする。Hodge 卿も、このような「議会意図」を問題にするのは、憲法上重要であるとする。Sales 卿と同様、特に、民主主義的な政治体制においては、合法性の原則を議会意図に位置づけるのが望ましいとする⁽⁵⁹⁾。前記 R(O) 事件最高裁判決における Hodge 卿の意見は、このような考えに基づくものである。

Burrows 卿は、合法性の原則を議会意図とする上記考え方に対し明確には反論していないが、コモン・ローを尊重する立場からみて、おそらく「議会意図」といった虚構を使わなくても、コモン・ローとして根拠づければ足りると考えているのではないかと思われる。

このような流れから、英国の最高裁は、第4の4の Women Scotland 事件最高裁判決からみても、しばらくは、議会意図を参照するとの方向で検討していくと考えられる。

2 筆者の検討

筆者は、Burrows 卿の解釈論に共感するところが多く、非常にインスピレーションを受けるが、議会意図をも参照すべきと考える。英国における現代的アプローチは、議会主権主義の考え方が今なお強く、議会意図を尊重するが、議会が想定していなかった事例や明確な判断が示されていなかった問題について制定法の意味する客観的目的から解釈するとの方法は採っていない。Hodge 卿や Sales 卿がそのような立場である。筆者は、議会意図は単なる虚構ではなく、集団的な現実の意図と考えるが、制定法の趣旨・目的は、まずは議会意図を参照すべきであるが、最終的には、制定法に内在する客観的目的から解釈すべきと考える。

これに対し、Burrows 卿は、議会意図を参照することに強く反対する。これは、解釈者が、上記のような客観的目的を検討しているにもかかわらず、そのことを隠して、安易に「議会意図」であるとすることを戒めるものとする。

(59) Id., at 5

一方、Burrows 卿は、制定法の解釈に当たっても、制定法の文言による制約の範囲内で always speaking 原則が妥当とするもので、議会が想定していない事例などについての判例の創造的作用を積極的に評価するものである。筆者もこの考えに賛成する。

第6 結び

1 制定法の解釈と always speaking 原則

以上、英国最高裁判事達の解釈論を論じてきたが、米国の Textualism とは異なり、英国においては、always speaking 原則を重視している。米国の Textualism は、この always speaking 原則を否定するもので、制定法の文言の原義にこだわるものである。

筆者としては、Textualism には、制定法の客観的目的を考慮すべきとしながら、議会の議事録等の立法資料を参照すべきでないとしている点で、立法の背景等について底の浅い検討しかできないことから問題点があると考えている。そればかりか、Textualism が、always speaking 原則を否定し、制定時の過去にこだわる解釈にも限界があると考えている。その意味で、制定法についても always speaking 原則が妥当すると主張する Burrows 卿の見解は非常に刺激的で参考となり、わが国にも大いにインプリケーションがあると思う。

2 わが国での具体例

具体例として一つあげると、わが国の最高裁令和6年3月26日判決（民集78巻1号99頁）がある。これは、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「犯給法」という。）」5条1項1号「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同等の事情にあった者」に犯罪被害者と同性の者が含まれるかが争いとなった事件である。

原審の名古屋高裁令和4年8月26日判決（民集78巻1号224頁）は、犯給法5条1項1号が「犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、

事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）」（下線筆者）との規定の括弧書きが、「婚姻の届出をしていないが」と規定し、「婚姻」が前提となっているとの文理を重視して、同性の者は含まないと解すべきであるとした。これに対し、上記最高裁判決は、犯給法の目的を明らかにした上、「犯給法5条1項1号の解釈に当たっては、同制度の上記目的を十分に踏まえる必要がある」とし、「犯罪被害者と同性の者であることのみをもって『婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者』に該当しないものとするのは、犯罪被害者等給付金の支給制度の目的を踏まえて遺族給付金の支給を受けることができる遺族を規定した犯給法5条1項1号括弧書きの趣旨に照らして相当でないというべきであり、また、上記の者に犯罪被害者と同性の者が該当し得ると解したとしても、その文理に反するものとはいえない。」（下線筆者）として、同性の者も含まれるとした。

犯給法は、昭和55年に制定された法律であり、他の法規でも「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」とは、内縁の配偶者をいうと解釈されるのが一般的であり、立法時点で、犯罪被害者と生活を共にしていた同性の者を含むとは想定されていなかったと考えられる。すなわち、議会は想定していなかった事例と考えられる。しかし、同性のパートナーについても社会的に認知されるようになり、いまだ「配偶者」と同等とまではいえないものの、犯給法の目的をも踏まえると、同法5条1項1号に含まれると解釈したものである。文理上、同性の者が含まれないとまでは解されないことから、上記のような社会的環境の変化から同性の者を含むとしたものであり、英国の視点でみると、always speaking の原則を適用したと考えられる。我が国の視点でみると、犯給法の制定時の議会意図が想定外であったとして、客観的目的に基づいて解釈したということになる。

第4の4で検討した For Women Scotland 事件最高裁判決と比較すると、同判決は、結論として、平等法の適用上、性別認定証明を受けたトランスジェンダーの者を含まないとしたが、社会の広い範囲に影

響を及ぼす平等法の適用を明確にするためとしたものであり、問題となった平等法の目的から判断した点では同じである。

結局、LGBTの問題は、非常に難しく、問題となっている制定法ごとにその目的に沿った解釈をすべきということになる。